

第1 利用権設定関係

1 各筆明細

公告年月日 令和 年 月 日



整理 番号	(借り主) 利用権の設定を受ける者の氏名 又は名称及び住所(A)			(氏名又は名称)							(住所)				印	
	(貸し主) 利用権を設定する者の氏名又は 名称及び住所(B)			(氏名又は名称)							(住所)					印
利用権を設定する土地(C)				設定する利用権(D)							利用権設定等促進 事業の成立により成 立する利用権の設 定等に係る当事者 間の法律関係 (E)	利用権を設定する土地の(B)以外の権 原者等 (F)				
所在			現況 地目	面積 ㎡	利用権 の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃 円/10a	借賃の 支払方法		住所	氏名 又は 名称	権原の 種類	同意印	
大字	字	地番														
この計画に同意する。																
(借り主)利用権の設定を受ける者				住 所(同上)							氏 名				印	
(貸し主)利用権を設定する者				住 所(同上)							氏 名				印	

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者(以下「甲」という。)及び利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ当該土地を転貸し又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得た時は、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 賃貸借又は使用貸借の解除

「農業経営強化基盤促進法」第20条の2第1項に該当するときは、賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(8) 利用権の消滅

天災地変その他、甲及び乙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は削減する。

(9) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用に、よって生じた形質の変更については乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(11) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。